

1 調査内容

(1) 調査の目的

市政への市民参加と市民との協働を基調とした「富士見市自治基本条例」(平成16年4月1日施行)に基づき、市民参加と協働によるまちづくりを推進するための基礎資料とするため、令和6年度における市民参加と協働事業の各課の実施状況を調査し、その効果や課題等を検証します。

また、令和6年度に実施した市民参加・協働事業の継続しなかった事業を調査し、なぜ継続しなかったのか等の検証を行います。

本調査にある「市民参加」と「協働」の考え方は、「富士見市自治基本条例」に基づいています。

○「市民参加」とは

市民が、施策の企画立案から実施、評価のそれぞれの過程に、主体的に参加し、市の意思決定にかかわることとし、当調査では、令和6年度に実施(開催)された次の手続を対象とします。

①審議会等

- ・地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関
- ・要綱等で規定された附属機関に類似する検討会議等

②説明会

③市民意向調査、アンケート調査

④ワークショップ

⑤その他(シンポジウム、モニター方式、ヒアリングなど)

※富士見市市民参加手続規則第5条第5号に規定された方法

⑥パブリックコメント

○「協働」とは

市と市民が対等な関係を持ち、各々の役割を分担する中で、同じ目的に向かってともに考え、協力して取り組むこととし、当調査では、令和6年度に実施された次の事業形態を対象とします。

①事業協力

②共催

③補助

④委託

⑤その他これらに類すると考えられる方法

(2) 調査対象

各課

2 令和6年度に実施した市民参加

(1)実施件数

※複数回答あり

	令和6年度	令和5年度
回答数	46件	46件
①審議会等	42件	41件
②説明会	1件	5件
③市民意識調査、アンケート調査	3件	5件
④ワークショップ	3件	5件
⑤その他（シンポジウム、モニター方式、ヒアリングなど）	1件	0件
⑥パブリックコメント	2件	8件